

意見書

平成20年7月16日

総務省情報通信国際戦略局情報通信政策課法体系担当 御中

「通信・放送の総合的な法体系の在り方〈平成20年諮問第14号〉答申
(案)」に対する意見を提出いたします。

〒230-0075

東京都港区虎ノ門 4-3-12

株式会社テレビ東京

上席執行役員経営戦略局長 三宅誠一

意見

1. 法体系見直しの必要性	
全般	我々地上放送事業者の言論報道機関としての性格を考慮した場合、行政による事業規制は、権力による言論報道機関への恣意的介入につながりかねず、望ましくない。新たな法体系の大きな方向性が規制緩和を旨とする点を考え合わせると、放送番組関連のみならず放送事業全般について、規律・規制の強化は極力排除すべきである。
(3)見直しに当たっての3つの視点と5つの目的	5つの目的として述べられているうちの、「③迅速かつ柔軟な事業展開を促進し、経営の選択肢を拡大する制度の整備」に関して、賛成する。一方で、この5つの目的を事業者側に強制することは、避けるべきである。新たな法体系においても、我が国における放送・通信の各事業がそれぞれ持っている社会的機能やこれまでの歴史的経緯といった背景に対する十分な配慮が必要であり、今回の法体系の見直しは、そのような背景と整合性の取れたものとなるよう要望する。

2. 伝送設備規律	
(1)電波利用の柔軟化 ①電波利用の柔軟化	「電波利用の柔軟化」が、真に放送事業者の経営の選択肢の多様化に寄与するべく、新たな法制度において運用されることを要望する。そのためには、与えられた周波数帯域における電波利用を、放送事業者が自らの意思において自律的に決められる事が重要であり、そのような意味からも、「『本来の目的』以外の他の目的への利用を義務付けるものとはしないことが適当」との記述が、新たな法体系の中において、法律上の文言として担保されることが必要と考える。
②ホワイトスペースの活用	1. 諸外国と比しても、我が国の地上デジタル放送移行後の地上デジタルテレビ放送用に割り当てられる周波数帯域は、決して大きくはない。国民視聴者が、地上デジタルテレビ放送の恩恵を今後十分に享受していくためには、「放送業務」が将来にわたり安定的に運用されることが必須であり、逼迫した電波状況下にある地上デジタルテレビ放送用の周波数を、具体的なニーズやサービス形態が明らかになっていない別の用途に使用させることを前提とした、いわゆる「ホワイトスペース」の

	<p>検討については、極めて慎重であるべきと考える。</p> <p>2. ホワイトスペースを検討するに際して、最も重要なことは既存一次業務たる地上デジタルテレビ放送をその干渉妨害等から保護することである。したがって、仮に純粹に技術的な検討を行う場合であっても、まずはその保護策の有効性を第一義に検討を行うべきである。</p>
<p>(3) 迅速な新サービス・新製品の導入の促進</p> <p>① 免許等を要しない無線局(免許不要局)の範囲の見直し</p>	<p>免許不要局の空中線電力については、当該周波数帯域が他の無線業務と周波数を共用する場合には特に慎重に取り扱うべきであり、「無線システムの機能、使用周波数、利用形態等」について十分な検証を行うべきである。</p>

3. 伝送サービス規律	
<p>(3) 放送・有線放送の安全・信頼性の確保</p>	<p>テレビ東京は放送中止事故を減らすための不断の取り組みを続けており、今後もその努力を続ける所存である。</p> <p>1. 設備の維持義務については、「具体的な規定については、今後、放送・有線放送の実状を踏まえたうえで検討する」と提言にあるが、放送の実状を踏まえるためには地上放送事業者の意見を十分に汲み上げることが必要であり、今後の検討にあたっては、中継局の設置場所等地上放送に固有の事業環境を適切に踏まえた、慎重な検討を要望する。</p> <p>2. 法制上の義務はないが、現時点においても民放事業者は放送事故の発生を総合通信局に遅滞なく連絡している。重大事故の報告義務を検討するにあたっては、民放事業者に過度な負担を課すような規律・規制としないよう要望する。</p>

4. コンテンツ規律	
<p>(2) コンテンツ規律の基本的な考え方</p> <p>① コンテンツ規律の集約・大括り化</p>	<p>放送関連4法(放送法、有線ラジオ放送法、有線テレビジョン放送法、電気通信役務利用放送法)のそれぞれに規定されている各放送事業はそれぞれが、求められる社会的機能や歴史的経緯といった異なる背景を持っている。したがって、放送関連4法を集約・大括り化するにあたっては、そうした各放送事業が果たしてきた機能・役割やその背景を損なうことのないよう留意すべきである。また、放送関連</p>

	<p>4法の集約・大括り化が、放送事業に極めて深いかかわりを持つ著作権法等他の関係諸法制と不整合を起こすことにより、放送事業者・権利者をはじめとする様々な関係者に混乱や不利益を生じさせることのないよう、丁寧かつ慎重な検討が行われることを要望する。</p>
② コンテンツ規律の目的	<p>法制化にあたっては、「放送による表現の自由」「放送番組編集の自由」を保障した現行放送法の第1条および第3条の規定を、新たな法体系にそのまま継承すべきである。</p>
<p>(3) 具体的規律</p> <p>② 業務開始の手続等</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地上放送は、答申案にあるように放送施設の設置と放送業務を同一事業者が行ってきたことにより、その放送の確実な実施が確保されてきたものである。したがって、放送施設の設置と放送の業務に関して別々の行政手続きを導入するに際しても、地上放送に関しては、その両方を同一事業者が行うことを基本とし、分離して行うことを特に希望する事業者に関しては、そのような手続きを可能とする制度設計を行うべきである。また、仮に別々の行政手続きを基本とする場合であっても、答申案にある「放送施設の設置者が放送の業務を行うことを希望する場合には、・・・(中略)・・・、放送施設の設置者と放送の業務を行う者との関係に配慮した措置」を、法律上担保すべきであり、この旨が法文上に明記されることを要望する。 2. 答申案にある「放送施設」及び「放送の業務」が指し示す範囲やその定義に関しては、現在既に放送事業を営んでいる事業者の事業形態に配慮し、その経営に悪影響を与えないよう、慎重な取り扱いを要望する。
③ 番組規律	<ol style="list-style-type: none"> 1. 我々放送事業者はこれまで、放送法に定められた放送の目的を達成すべく、その社会的使命に従い放送事業に従事し、国民の文化的な生活の向上や国民視聴者の「知る権利」の確保・増大に寄与・貢献してきた。その基盤にあるのは、「放送による表現の自由」や「放送番組編集の自由」に代表される、放送事業者の「自主・自律」を旨とする現行放送法の規定である。したがって、この新たな法体系においても、現行放送法が持つこうした崇高かつ極めて重要な精神が引き継がれるよう、強く希望する。 2. この新たな法体系は、<u>1. 法体系見直しの必要性</u>にあるように、「合理的・先進的」な内容を目指すものであり、その大きな方向性は、全体として「規制緩和」を主

	<p>旨としていると理解されるものである。そうした中で答申案には、基本計画の対象である地上放送に関しては、現在の番組規律をすべて維持する、とした上で、更に新たな規律の導入が記述されているが、これは更なる規律・規制の強化に他ならず、適切ではないと考える。放送事業者は、これまで同様今後も、自ら持つ社会的責務を十分自覚した上で、自主・自律の原則の下に、国民視聴者の要望・関心に応えていくものである。</p> <p>3. 地上放送の業務開始手続きが、放送施設と放送業務に分離されることを考慮した場合、公的権力による放送業務への介入の可能性が懸念されることになる。したがって、番組規律に関しては、法律及び政省令などの下位法令を含めて、番組規律に係る規律違反を理由とした行政処分規定を設ける等の規律強化を行わないことを、答申に明記するよう強く要望する。</p> <p>4. 番組種別の公表やショッピング番組の取り扱いに関しても、自主・自律の原則の下、放送事業者が自主的に検討を行っていくべき事項であり、答申案にあるような制度による義務付けは必要ないとする。</p>
<p>④ 表現の自由享有基準</p>	<p>本法体系の検討が、情報通信の高度化に伴って多種多様化する放送・通信市場への対応を出発点としているのであれば、地上放送における表現の自由享有基準に関しても、そのような市場の変化への柔軟な対応が可能となるよう、制度設計を含めて検討していくことは当然であると考えられる。</p>
<p>⑤ 再送信制度の在り方</p>	<p>1. 地上放送のケーブルテレビ再送信に関わる事項は、答申案に「現時点では当事者間の協議が多数進行中であるという現状も考慮することが必要」とあるように、現時点においても様々な問題点を内包しており、極めて慎重な取り扱いが求められる問題である。特に大臣裁定制度は、制度導入時と現在ではケーブルテレビ事業者の事業環境・経営環境が激変しているにも関わらず、あいも変わらず数十年前の制度のまま運用がなされていることに驚きを禁じえない。地上放送事業者の多くが経営的に苦しんでいる中、自らは番組に多く投資することなく、専ら他の放送の同時再送信を行うことで大臣裁定制度導入時に比して飛躍的な経営の向上を遂げたケーブルテレビ事業者にのみ有利に働く、現在の大臣裁定制度は早急に改正すべきである。</p>

	<p>ましてや本法体系が、激変している放送・通信環境において多種多様化する市場にあわせて、「先進的・合理的」な制度を目指すものであるからには、その制度設計にあたって、現在の極めて前時代的で合理性を欠く大臣裁定制度をそのまま残置させるのではなく、経済合理性の観点も含めた新しい時代に適合した制度にすべきと考える。ケーブルテレビの再送信の中でも特に区域外再送信に関しては、基本的に事業者間のビジネス的・経済的な事項であり、当該事業者間の合理的な契約によりその解決を図るべきである。</p> <p>2. 電気通信役務利用放送事業者には、著作権法上は放送と認められない技術方式により事業運営を行っている事業者も存在する。そもそも関係する当事者のうち一方にのみ有利に働く大臣裁定制度の範囲を、電気通信役務利用放送事業者にまで拡大することには反対であるが、それに加えて、著作権法等関連する他の諸法制との整合性に配慮し、関係する事業者にいたずらに混乱を与えることのないような制度設計を行うべきである。</p>
--	---

<p>6. 紛争処理機能の拡大</p>	<p>通信事業は、事業者自らは専ら特定の他者の情報を特定の他者に送り届け、その内容については殆ど関与することなく、事業に係る設備の運用を主体とするものであり、現行の電気通信事業紛争処理委員会は、そうした通信事業の特性上、主に事業者間の設備貸与や接続に関する契約条件等についての紛争や、混信等の技術的問題を取り扱っている。一方放送事業は、放送する内容が多数の国民生活に深く結びつき、文化的・社会的に直接影響を与える度合いの強いメディアであり、法制度上も設備の運用に加えて、その送り届ける内容にまで事業者自らが強い関与を要求される事業である。このような、事業者自らが強く関与している「放送」の再送信を含めた取り扱いについては、当該事業者の意思が尊重されるべきであり、設備や接続の契約条件といった外形的な問題とは切り離して取り扱うべき事項である。したがって、現行の電気通信事業紛争処理委員会に、放送事業者とケーブルテレビ事業者間の再送信同意に関する紛争等の処理を行わせることに関しては、紛争処理委員会の今後の機能付けを含めて極めて慎重に取り扱うべきであり、現時点においては適当ではないといわざるを得ない。</p>
---------------------	---

7. 利用者利益の確保・向上のための規律	
	<p>無料の地上放送は、その利用の有無については利用者側の任意に委ねられており、また事業者は独自に、自社の放送する内容等について厳格な内規を設定し、視聴者に不利益を与えることのないよう日々留意して放送事業を行っている。したがって制度的な規律を設ける必要はないと考える。また、有料放送事業に関しては、事業者側の利用者保護に関する自主的な取り組みを尊重し、事業者に対し過度な負担を課すことのないよう要望する。</p>

以上